

議題	内容	回答
高齢者の虐待防止	4頁「特別養護老人ホーム等へ入所措置」の「等」	やむを得ない事由により、介護保険施設と契約して利用することが著しく困難と認められる高齢者の入所措置先としては、法制度上、特別養護老人ホームのほか、小規模多機能型居宅介護施設や認知症対応型共同生活介護施設、短期入所生活介護施設がありますが、実績としては、ほとんどが特別養護老人ホームとなっている。
認知症施策	認知症サポートリーダーの活動実績	区が把握している令和3年度以降の活動実績としては、オレンジカフェを立ち上げ、運営している方が2名、オレンジカフェを立ち上げ予定の方が2名、オレンジカフェの運営支援を行っている方が3名のほか、各認知症サポートリーダーが各地域において困っている認知症の高齢者に対する様々な支援や案内、情報提供などを行っている。
居住支援	セーフティネット住宅に係るオーナーへの周知方法	中野区居住支援協議会の構成団体である全日本不動産協会中野杉並支部と東京都宅地建物取引協会第10ブロックを通じて、当該団体の構成員に周知していただいているほか、協力不動産店（居住支援について区と協定を結び、区が指定する不動産店）を通じて周知を行っている。